

せんだいのびすくサポーター事業参画規約

仙台市は、地域社会全体でこども・子育てを応援していく気運を醸成し、子育てしやすいまちづくりを進めています。この取組みの一環である、せんだいのびすくサポーター事業（以下「本事業」という。）では、子育て家庭に優しい取組みを行う店舗やこどもの遊び場を提供している施設などを募集します。この規約の内容に同意いただいた上で是非本事業に御参画ください。

（目的）

第1条 この規約は、本事業への参画を行うにあたり、必要な事項を定めるものです。

（定義）

第2条 この規約における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

(1) せんだいのびすくサポーター

本事業の趣旨に賛同し、子育て家庭にやさしい取組み（以下「子育て応援サービス」という。）やこどもの遊びの場（以下「遊び場」という。）の提供を行う店舗又は施設をいいます。

(2) 利用者

仙台市（以下「市」という。）に在住している、18歳以下のこどもがいる家庭又は妊娠中の方がいる家庭をいいます。

(3) ステッカー

本事業に参画していることを表示するため、市がせんだいのびすくサポーター（以下「サポーター」という。）に対して交付するものをいいます。その意匠は別図のとおりとします。

(4) 子育て情報サイト

市が設置・運営し、子育て情報等を発信するウェブサイト及びスマートフォン向けアプリケーションをいいます。

（事業内容）

第3条 本事業は、サポーターの協力により、こども・子育て家庭が子育て応援サービスや遊び場に関する情報の提供を受けることができる仕組みをつくるとともに、市が子育て情報サイトを通じて、子育て応援サービス等の内容を広く発信することにより、地域社会全体でこども・子育てを応援する気運を醸成していくものです。

（サポーターの範囲）

第4条 サポーターは、原則として仙台市内に所在する店舗又は施設とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、サポーターとして登録することができません。

(1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第3号に掲げる暴力団員に該当

する団体又は暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと

- (2) (1)の他、反社会的勢力の関連するもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当するもの又はこれに類するもの（ただし、同条第 1 項第 5 号に該当する店舗は除く。）
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするもの
- (5) その他、本事業の趣旨にそぐわないと市が認めるもの

（サポーターの登録の手続）

第 5 条 サポーターへの登録を希望する者は、子育て情報サイト等に掲示された様式により登録申請を行います。

- 2 市は、第 1 項の申請内容がサポーターとして適当であると認める場合は、電子メール・電話・郵送等の方法により登録した旨を申請者に通知するとともに、ステッカーを交付します。
- 3 市は、第 1 項の申請内容が法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの、公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるものなど本事業の趣旨にそぐわないと認められる場合は、電子メール・電話・郵送等の方法により登録できない旨を申請者に通知します。
- 4 サポーターの登録申請は、原則として一つの店舗・施設ごとに行います。ただし、申請者が複数の店舗又は施設の一括登録を希望する場合は、事前に市と協議の上、一括で登録申請をすることができます。
- 5 市は、申請者が、第 1 項に定める登録申請を行った時点で、この規約の内容に同意したものとみなします。

（登録の有効期限）

第 6 条 サポーターの登録の有効期限は、登録を行った後の最初の 3 月 31 日までとします。ただし、期限終了の 1 か月前までに、サポーター又は市のいずれからも特段の申し出がないときは、有効期限をさらに 1 年間延長することとし、以後も同様とします。

（ステッカーの掲示）

第 7 条 サポーターは、店舗又は施設内にステッカーを掲示し、本事業に参画していることを利用者に周知するよう努めます。

（子育て応援サービスの提供）

第 8 条 サポーターが子育て応援サービスを提供する場合は、利用者が市に在住している 18 歳以下のこどもがいる家庭又は妊娠中の方がいる家庭であることを目視等の利用者に過度の負担をかけない方法で確認し、子育て情報サイト「せんだいのびすくナビ」のホーム画面又は当該画面を印刷した紙面の提示を必要に応じて求めるものとします。

（サポーターの登録内容の変更又は廃止）

第9条 サポーターは、登録内容に変更が生じた場合又は登録を廃止する場合は遅滞なく市に連絡し、定められた様式により届け出ます。

2 市は、前項に定める届出を受けたときは、その内容が適当であると認める場合は変更又は廃止を行います。

（サポーターの登録内容の修正又は登録の削除）

第10条 市は、次の各号に該当する場合には、事前の通知を行うことなく、サポーターの登録内容の修正又は登録の削除を行うことができますものとしします。

- (1) この規約に違反した場合
- (2) サポーターが提供する子育て応援サービスや遊び場の実施状況が本事業の趣旨にそぐわない又は登録内容と異なると市が判断した場合

（個人情報の保護）

第11条 市は、本事業の事務を遂行するために必要な個人情報の収集、利用、管理、廃棄等について、仙台市個人情報保護条例（平成16年12月17日施行 仙台市条例第49号）に基づき、適正に取扱うこととします。

（事業の停止）

第12条 市は、サポーターに事前に通知することなく、本事業を停止する場合があります、サポーターは予めその旨を承諾したものとします。

（保証の否認及び免責）

第13条 子育て情報サイトにおける情報の掲載は、サポーターが提供する子育て応援サービスや遊び場の情報を利用者に対して紹介するためのものであって、取扱商品等の販売促進、顧客斡旋、集客効果等を市が保証するものではありません。

2 サポーターの登録は、市が当該店舗又は施設に適用される法令、業界団体の内部規則等に適合することを保証するものではありません。

3 市は、サポーターと利用者との間の取引等には一切関与しないものとし、本事業に関連してサポーターに何らかの損害、損失等が生じた場合にも、市はこれを賠償又は補償する責任を一切負わないものとしします。

4 第1項から第3項までに規定するもののほか、本事業に関連してサポーターと利用者その他第三者との間で生じたトラブルに関し、市の責に帰すべき事由に起因するものであることが明らかな場合を除き、市は一切免責されるものとしします。

(損害賠償)

第14条 サポーターは、この規約に違反することにより、市に損害を与えた場合、市に対し、その損害を賠償しなければなりません。

(協議解決)

第15条 この規約に定めのない事項又はこの規約の解釈に疑義が生じた場合には、サポーター及び市が互いに信義誠実の原則に従って別途協議の上、速やかにこれを解決するものとします。

(規約の追加・変更)

第16条 市は、サポーターからの同意を得ることなく、この規約を追加・変更する場合があります。サポーターは予めその旨を承諾したものとします。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、本事業に必要な事項は、別途定めます。

附則

この規約は、令和3年10月26日から実施する。

附則（令和7年4月1日改正）

この改正は、令和7年4月1日から実施する。

別図

ステッカーの意匠

